

要望書について（回答）

- 提出者：自然がっこう旅をする木、自由な学び舎保護者一同
- 受付日：令和4年10月21日
- 回答日：令和4年11月18日

学費等に対する支援について

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市では、学校教育法第1条及び第2条に規定する学校等に対して同法第19条の規定に基づき、就学援助要綱（以下「要綱」）を定め、本市に住所を有する児童、生徒又は就学予定者の保護者のうち、経済的理由によって就学が困難と認められる場合は、要保護者又は準要保護者として認定して、就学に必要な援助を行っております。

援助する内容は、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等及び新入学に必要な児童生徒学用品費等就学に必要な費用の一部または全部に相当する額の金銭給付を行っております。

このうち通学費については本市の遠距離通学費補助後の自己負担分、校外活動費は学校行事として宿泊を伴うものとなっております。

現時点で教育委員会には就学援助以外に、要望されているような月謝、通学費、運営協力費、活動費、入学金等保護者に対する支援制度、また、団体等に対する運営補助金等の支援はありませんが、新たな制度が創設できないか検討しているところです。